

本年3月30日、わが国に

おける会計基準設定主体であるASBJ(企業会計基準委員会)が「収益認識に関する会計基準」を公表した。本基準は2021年4月以降に開始する決算期より強制適用となる。企業の会計実務にかなり大幅な変更をもたらす基準であるので、ここで概略を紹介したい。

収益認識とは、どこまでの「範囲」をこの「タイミング」で、どの「金額」をもって収益として計上するか、という問題に還元できる。しかし、これまでわが

新しい収益認識基準

収益認識基準を18年1月以降に開始する決算期より強制適用することとなり、日本基準もIFRSの動きに合わせて策定された。

本基準の原則は、収益認識を五つのステップに分けることにある。それぞれ、①契約の識別②履行義務の識別③取引価格の算定④価格の配分⑤収益の認識というステップを踏む。履行義務ごとに契約を分けて識別し、義務が充足されてはじめて収益が認識できるといふ点が特徴的である。具体的な取引例で考えてみたい。

3月を決算期とするA社は、顧客に機械1台の販売と2年間の保守サービスを提供するという契約を結ん

し、18年4月に機械を顧客に引き渡した時点でまず売り上げ800万円(1200万円×3分の2)を計上することになる。そして保守サービスについては、2年間の履行義務が充足されるにつれて収益を計上することになるため、まず1年経過した19年3月末に200万円(1200万円×3分の1÷400万円、その1年分)の収益を計上し、翌年の20年3月末に残り200万円分の収益を計上することになる。

そのほか、収益が純額表示になることも影響が大きい。本基準では、取引において履行義務、在庫リスク、価格決定権を誰が担っているかによって企業の役割を本人か代理人かに区別する。代理人取引とみなされた場合、収益は純額で計上することになる。例えば百貨店は大きな影響を受ける。百貨店ではテナントが商品を販売した段階で販売額と仕入額を収益・費用としてそれぞれ計上していた。しかし、本基準ではこの取引は代理人と判定されるため、販売額から仕入額を控除した純額しか売り上げとして計上できない。そのため、百貨店の売上高は見かけ上、大幅に減少することになる。

売上高に影響 対応は急務

国では収益認識について包括的に定めた会計基準が存在しなかった。近年、世界的にIFRS(国際財務報告基準)の普及が進んでいるが、IFRSでは新たな



愛知淑徳大学
ビジネス学部 准教授
森 洵太

だ。18年4月に機械を顧客に引き渡し、20年3月まで保守サービスを行う。契約額は機械と保守サービスがセットで1200万円である。なお、機械の独立販売価格は1000万円、保守サービスの独立販売価格は500万円である。

この場合、本基準では18年4月に売上1200万円を計上、とはならない。A社が提供すべき履行義務は「機械の販売」と「保守サービスの提供」に分解される。そのため、契約額を独立販売価格に基づいて按分

け、対応が急務となろう。

もり・じゅんた 財務会計、国際会計。大阪市立大学大学院後期博士課程修了。博士(経営学)。1983年生まれ。